

アメリカへの入国に関する情報です。

2015年11月のパリ同時攻撃を受けて可決された新法に基づく措置として、アメリカ政府は2016年1月21日よりビザ免除プログラムの改定及びテロリスト渡航防止法の施行を開始しました。

この改定により、下記に該当する渡航者はビザ免除プログラムを利用して渡米することができなくなりました。アメリカに入国するには、大使館・領事館にてビザ申請が必要となります。

- 日本を含むビザ免除プログラム参加国の国籍で2011年3月1日以降にイラン、イラク、スーダンまたはシリアに渡航または滞在したことがある者
- ビザ免除プログラム参加国の国籍と、イラン、イラク、スーダンまたはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者

日本泌尿器科学会関連の大きなイベントとしましては、2014年12月にイランで12th ACU 2014がございました。

こちらに参加された方は、アメリカに入国するためには、VISAが必要です。

VISA取得のためには、工数、日数、費用がかかります。

上記に該当される方で、2016年5月のAUA2016、その他アメリカの学会にご参加を予定されている場合は、お早めにお手続きを開始していただくことをお勧めいたします。

ご参考までに、下記ホームページに情報がございます。

条件、手続等につきましては、どうぞご自身でご確認をお願い申し上げます。

アメリカ合衆国大使館ホームページ・「ビザ免除プログラムの改定」の施行を開始します

<http://japanese.japan.usembassy.gov/j/visa/tvisa-j-important.html#estachange2016>

アメリカビザ申請サイト

[http://www.ustraveldocs.com/jp\\_jp/index.html](http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html)

どうぞよろしくお願いいたします。

日本泌尿器科学会 国際委員会 委員長 穎川晋